

令和 5 年

第 3 回議会臨時会会議録

自 令和 5 年 11 月 9 日

至 令和 5 年 11 月 9 日

福島県会津坂下町議会

令和5年第2回会津坂下町議会臨時会会議録

令和5年11月9日から令和5年11月9日まで第3回臨時会が町役場議場に招集された。

令和5年11月9日 午前10時00分

1. 応招議員（14名）

1番 目黒克博	2番 蓮沼文明	3番 物江政博
4番 赤城大地	5番 横山智代	6番 渡部正司
7番 佐藤宗太	8番 山口享	9番 青木美貴子
10番 渡部順子	11番 五十嵐一夫	12番 酒井育子
13番 小畑博司	14番 水野孝一	

2. 不応招議員（なし）

3. 出席議員は応招議員と同じ。

4. 欠席議員は不応招議員と同じ。

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	鈴木久	書記	中村夏実
書記	加藤秀法		

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名

町長	古川庄平	副町長	板橋正良
教育長	鈴木茂雄	総務課長	佐藤銀四郎
政策財務課長	佐藤秀一	産業課長	長谷川裕一
教育課長	上谷圭一	監査委員	仙波利郎

◎開会及び開議の宣告

◎議長（水野孝一君）

皆さん、おはようございます。

只今の出席議員は、14名であります。定足数に達しておりますので、これより令和5年第3回会津坂下町議会臨時会を開会いたします。（開会 午前10時00分）

ただちに、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元にお配りした議事日程のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

◎議長（水野孝一君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員として4番 赤城大地君、5番 横山智代君のお二人を指名いたします。

◎会期の決定

◎議長（水野孝一君）

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

第3回臨時会の会期は、本日1日にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

ご異議ないものと認めます。よって、本臨時会は、本日1日と決定いたしました。

◎町長あいさつ

◎議長（水野孝一君）

町長より挨拶の申し出がありますので、これを許可いたします。

◎町長（古川庄平君）

議長、町長。

◎議長（水野孝一君）

古川町長。

◎町長（古川庄平君）

皆さん、おはようございます。

本日ここに、令和5年第3回臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、公私ともにご多忙のところご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

本日ご提案申し上げる案件は、「和解について」及び「令和5年度会津坂下町一般会計補正予算（第4号）」の議案2件の提案となります。

上程いたします案件につきましては、印刷物によりお手元に差し上げたとおりでありま

すが、なにとぞ慎重なるご審議のうえ、原案のとおり承認賜りますようお願い申しあげまして、挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

◎議案第53号から第54号まで一括上程・説明・質疑・討論・採決

◎議長（水野孝一君）

日程第3、議案第53号「和解について」及び、議案第54号「令和5年度会津坂下町一般会計補正予算（第4号）」を一括議題といたします。

これより、一括議題とした議案について、順次説明を求めます。

初めに、議案第53号について説明を求めます。

◎教育課長（上谷圭一君）

議長、教育課長。

◎議長（水野孝一君）

上谷教育課長。

◎教育課長（上谷圭一君）

改めまして皆さんおはようございます。

議案第53号「和解について」を説明いたします。

地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき、和解をすることについて次のように議会の議決を求めるものです。

- 1 和解の相手方 坂下中学校に在籍していた生徒の両親。
- 2 事件の概要 相手方の生徒に対する「禁足措置の安全配慮義務違反」及び「復学支援義務違反」、また、同人のいじめに対し適切な調査を実施しなかったことによる「調査報告義務違反」について、相手方から、中学校を設置運営している町に対し、金330万円の損害賠償請求がなされ、裁判官の調整の下、和解に向けて相手方と協議を重ね、和解条項案が整ったものです。
- 3 和解の内容 標記事件について、福島地方裁判所から町へ提示された和解条項案は以下の通りであります。
 - (1) 町は、相手方に対し、訴外生徒への配慮を欠いた状態で本件禁足措置を行ったことは、学校教育上の措置として不相当なものであったと認め、本件禁足措置をとったこと及び同措置によりいじめが誘発され、訴外生徒が坂下中学校に通う事が出来なくなったことを、深く謝罪する。
 - (2) 町は、相手方に対し、今後、会津坂下町における学校教育上、禁足措置を行わない事を約束する。
 - (3) 町は、本件を契機として、学校の役割として、生徒の学力や基本的生活習慣、社会の一員として必要な資質や能力を育成し、本人の進路形成に資することが期待されていること、そのためにすべての生徒が学校に楽しく通えるようにする事が求められており、いじめ等が理由で登校又は学習できなくなった生徒がいた場合には、家庭訪問等を通じて本人や保護者が必要としている支援を行い、当該生徒が自然な形で再び登校できるように配慮することが重要であること等を改めて理解し、いじめ防止対策推進法、いじめの防止などのための基本的な方針（文部科学大臣決定）に則り、なお一層のいじめの防止等の対策に取り組むことを約束す

る。

(4) 町は、和解が成立したこと及び和解条項について、適宜公表する。

(5) 相手方及び町は、本件が本和解により解決したことを尊重し、互いに名誉、信用を毀損する行為や、相手を不安、困惑させるような言動をしないものとする。ただし、相手方の町民としての権利行使を妨げるものではない。

(6) 相手方は、その余の請求を放棄する。

(7) 相手方及び町は、相手方と町の間には、本件に関し、本和解条項に定めるもののほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。

(8) 訴訟費用は、各自の負担とする。

以上で説明とさせていただきます。

◎議長（水野孝一君）

続いて、議案第54号について説明を求めます。

◎政策財務課長（佐藤秀一君）

議長、政策財務課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤政策財務課長。

◎政策財務課長（佐藤秀一君）

議案第54号「令和5年度会津坂下町一般会計補正予算（第4号）」についてご説明を申し上げます。

第1条 歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額に1,630万8千円を追加し、予算の総額を83億8,672万1千円とするものです。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による、とするものです。

今回の主な補正予算は、過年度中山間地域等直接支払交付金の返還金の確定に伴い、関連予算を歳入歳出に計上するものであります。

1ページをご覧ください。「第1表 歳入歳出予算補正」につきましては、事項別明細書によりご説明申し上げます。

次に、事項別明細書の1ページをご覧ください。

1総括 歳入につきましては、20款 諸収入が1,630万円増額となり、全体で補正前の額83億7,041万3千円、補正額1,630万8千円の増、補正後の額83億8,672万1千円となります。

2ページをご覧ください。歳出につきましては、2款 総務費から6款 農林水産業費まで、補正前の額、補正額、補正後の額につきましては、歳入と同額となります。

財源内訳は、その他が1,223万2千円の増、一般財源が407万6千円の増となります。

3ページをご覧ください。2 歳入の詳細についてご説明いたします。

20款4項4目 雑入 補正額1,630万8千円の増は、過年度中山間地域等支払事業交付金の返還額の確定に伴い、朝立集落協定からの返還金を計上するものです。

4ページをご覧ください。3 歳出 についてご説明いたします。

2款1項5目 財産管理費については、返還される中山間地域等直接支払事業交付金のうち、町が交付した4分の1を財政調整基金に積み立てをするものです。

6 款 1 項 3 目 農業振興費 補正額 1, 2 2 3 万 2 千円の増は、返還される中山間地域等直接支払事業交付金のうち、国の交付分 2 分の 1、県の交付分 4 分の 1、合計 4 分の 3 を県に返還するものです。

説明は以上とさせていただきます。

◎議長（水野孝一君）

以上をもって、議案の説明を終わります。

質疑、討論、採決は 1 件ごとに行います。

まず、議案第 5 3 号「和解について」に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

◎4 番（赤城大地君）

議長、4 番。

◎議長（水野孝一君）

4 番、赤城大地君。

◎4 番（赤城大地君）

初めてのことで、詳しくお伺したいと思います。議案となっている限りは我々は表決するわけですが、この議案の性質をどのように捉えているのか。大変勉強不足で申し訳ないのですが、地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号について教えていただきたい。そして、表決する場合については、何について表決するのかをこの場で明らかにしていただきたい。

◎総務課長（佐藤銀四郎君）

議長、総務課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤総務課長。

◎総務課長（佐藤銀四郎君）

おはようございます。それでは赤城議員のおただしのうち、私からは議案の表題にございます、地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号の規定の解釈についてご説明申し上げます。

この地方自治法第 96 条は議決事件についての定めであり、その 12 号においては、地方公共団体を被告とする訴訟に係る和解、又はあっせん、調定および仲裁に関することの議会の議決を求めているものでございます。

◎議長（水野孝一君）

他に質疑はございませんか。

◎11 番（五十嵐一夫君）

議長、11 番。

◎議長（水野孝一君）

11 番、五十嵐一夫君。

◎11 番（五十嵐一夫君）

今回和解案が裁判所から提出されたという事なのですが、9 月 21 日に町から裁判所へ上申書を提出している。で、相手方からは 10 月 31 日に、失礼。相手方は 10 月 12 日ですね。和解案に係る上申書提出とありますが、和解ですので和解する場合には Win-Win

の関係になることが一番望ましいわけですが、町の和解に係る上申書と今回の裁判所からの和解条項案には隔たりがあるのか。町の上申書とそんなに。言う事が通っているのか、その辺についてお伺いいたします。

◎教育課長（上谷圭一君）

議長、教育課長。

◎議長（水野孝一君）

上谷教育課長。

◎教育課長（上谷圭一君）

これまでのお互いの主張を整理してきた中で、それを裁判所が和解案として整理していく中で、双方がお互いにその内容を受け入れてできた和解案というように理解しております。

◎議長（水野孝一君）

他に質疑はありませんか。

◎6番（渡部正司君）

議長、6番。

◎議長（水野孝一君）

6番、渡部正司君。

◎6番（渡部正司君）

和解の内容について改めてお伺いします。和解の内容（1）のところについてですが、本件禁足措置を行ったことは、学校教育上の措置として不相当なものであったというところですが、この点についてはこの訴訟においての重要な点の一つであったと認識しています。当初、調査委員会等では不相当なものであったという事ではなかったと私は承知しております。ここについては不相当なものであったと認めるという事で、全く逆のことになっています。先ほどお伺いしたことであったのですが、これに対して町はどのように考えているのか。まずは伺いたいと思います。

◎教育長（鈴木茂雄君）

議長、教育長。

◎議長（水野孝一君）

鈴木教育長。

◎教育長（鈴木茂雄君）

お答えいたします。学校で行う生徒指導は、本来生徒の問題行動を反省させて、学校の秩序を維持し、正常な生活を送るために行われるものであり、教育的に効果を持つものでなければなりません。したがって、生徒の心身の発達に応じるなど教育上の配慮が必要になります。今回の禁足に至っては、事件の解決を急ぐあまりに保護者と又は被害にあった生徒に対して事前にその内容について十分な話し合いがなされないまま行ってしまったという部分で配慮が足りなかったものと理解しております。

◎6番（渡部正司君）

議長、6番。

◎議長（水野孝一君）

6 番、渡部正司君。

◎6 番（渡部正司君）

今後こういう第三者委員会等々に対しての答申、諮問した際に答申がなされた時に、その内容として、今回のような反対の方向に傾くような、まさにどうなのかなと言うようなところを感じるわけですが、そういう第3者委員会からの答申に対する対応等について、内容について個々に、個別個別で異なるかも知れませんが、一番の争点となっているところの、肝心の町としての対応といたしますか、重要性をどのようにして今後認めていくのか、進めていくのか、お考えがあればお伺いしたいと思います。

◎教育長（鈴木茂雄君）

議長、教育長。

◎議長（水野孝一君）

鈴木教育長。

◎教育長（鈴木茂雄君）

第三者委員会は各種専門家が集まって様々な論議をしていただきました。その中で生徒指導の機能という部分で、生徒自身が自らを自己決定し、お互いに課題解決に向かっていくという生徒指導的な機能を加味しながら様々な観点から論議をしていただいたと捉えております。禁足そのものだけでなく、学校としては色々な特別活動の機会を捉えながら学校教育全体で生徒指導に当たっているわけなんです、禁足もその中の一つとして有効な手段として、学校も今までの経験から実施に至ったものであると捉えています。しかし、生徒指導、禁足に対する考え方、それから生徒への生徒指導のあり方についても時代の変化とともに意識も大きく変わってきております。そういうことも加味しながら私たちはこれから生徒指導のあり方についても十分に配慮しながら、いじめにあった本人、それを心配される保護者に十分に寄り添って事前に相談をしながら対応していかなければならないなど、その事を反省しているところです。

（教育長子どもの人権についてどう思っているんですか。・・・・・・恥を知れ）

◎議長（水野孝一君）

静粛に願います。

他に質疑はございませんか。

◎6 番（渡部正司君）

議長、6 番。

◎議長（水野孝一君）

6 番、渡部正司君。

◎6 番（渡部正司君）

私が申し上げたかったことは、大きな争点の中の一つとしての箇所だったと思います。その禁足対応と言うところなんです。第三者委員会でもそれば相当なものだったと、不相当ではなかったと。大きな争点がそこにはあったところを、答申されたのですから、専門家の先生方が答申された物で、尊重するのは当然かなと思うんですが、大きな争点となっている部分については、もう一度見ることも必要だったのではないかなと、そういうシ

システムも失ってはいけないのではないかなと思うのですが、そういった所はどうでしょうか。

◎教育長（鈴木茂雄君）

議長、教育長。

◎議長（水野孝一君）

鈴木教育長。

◎教育長（鈴木茂雄君）

専門家の先生方の答申というものについて、十分に私たちも内容を精査させていただきました。その中で答申について真摯に受け止めて対応を考えていかなければならないと言う事で反省をしている所です。

（何をどう反省しているのか明確にしたらいじゃないか。・・・・・・中身を言え中身を）

◎議長（水野孝一君）

静粛に願います。

他にございませんか。

質疑も尽きたようであります。これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

討論も無いようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第53号「和解について」を採決いたします。

この採決は、起立をもって行います。本案は原案のとおり可決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（全員起立）

◎議長（水野孝一君）

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第54号「令和5年度会津坂下町一般会計補正予算（第4号）」に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

◎11番（五十嵐一夫君）

議長、11番。

◎議長（水野孝一君）

11番、五十嵐一夫君。

◎11番（五十嵐一夫君）

今回の不正に対していわゆるペナルティー、そういったことを求めないのかについて。一つは不正を行った当事者。もう一つは、町の機関としてそれにかかわった職員に対してどのように考えているのかお伺いします。

◎産業課長（長谷川裕一君）

議長、産業課長。

◎議長（水野孝一君）

長谷川産業課長。

◎産業課長（長谷川裕一君）

まずペナルティーと言う事で当事者のご本人の方、或いは町と言う組織としてというような事のご質問だったかと思います。まず、この件につきましてご承知のとおり中山間地域等直接支払交付金というものの制度でございますが、やはり公費が投入され、そして中山間農村の維持、持続と言う事で村の方が自ら事業を行っていただいているという事業でございます。やはり集落協定としての認定を受けた時から適正な事業の執行、それから会計処理を行う義務を背負った組織であるという認識をしております。そんな中で今回、その中の一人の個人が行ってしまった不正行為でございます。その当事者として協定とご本人と言う双方が存在している事か一義的に町としての賠償責任を負うという考えは、まず基本的に持ってございません。ご本人に対しましては町として何か動きを起こすとするれば告発をするという事になろうかと思いますが、そちらも集落協定においてご本人を告訴するという事をしない、と言う事を受けて町として法に照らし、弁護士の方等のご助言を頂きながら国と協議をし、告発はしないという決定をしたところでございます。

冒頭申しあげた通り、町としての責任と言う事で、今後この制度はずっと続いて行くわけですので、二度とこんなことが起きないように、町としては必要な措置を取っていく必要があると認識してございますけれども、十年間にわたってかかわった担当者、その上司等々職員につきましては、現在何らかの処分とするというような考えや決定はございません。

◎10 番（渡部順子君）

議長、10 番。

◎議長（水野孝一君）

10 番、渡部順子君。

◎10 番（渡部順子君）

一つだけお聞きいたします。今回このような不祥事が起きたわけでございますが、今後町として、このような事が起きないように対策法を見出していらっしゃるならばお聞かせください。

◎産業課長（長谷川裕一君）

議長、産業課長。

◎議長（水野孝一君）

長谷川産業課長。

◎産業課長（長谷川裕一君）

まず、この調査の結果が出る前、調査している段階においても、やはり数々の会計のミスだったり、不可解なところは発見できたわけでございますが、その段階で既に町独自の中山間交付金の運用規定というものを作り始めました。既に運用規定を正式に定めさせていただきまして、6 集落あるわけですが、全集落協定に対しまして説明会、そして、遵守するというようなことを説明し、理解を頂いたところでございます。また、その規定に則

りまして、本年度の中間検査、期末検査もあるわけですが、中間検査も実施し終了しているところでございます。その他、運用規定には町としての検査のみならず、集落協定自らが適正な事務を行うための手続きも定めてございますし、同様の制度でございます多面的機能支払制度と同様の規定を設けまして、一定以上の金額の事業を行いたい場合には、町と必ず事前協議を行うというようなことも謳ってございます。また、いわゆる総会、集落協定内での合意形成得ることに重きを置くという事で総会を必ず開催し、その可決の状況、出席の状況等も報告いただくというような形にしております。

このような事で今後進めて参りますが、規定通りに行うという事のみならず、日頃からの協定の方々とのコミュニケーションを取り、私たちも現場に赴き現地を見せていただくなど、そういう細かい積み重ねによって信頼を築きつつ、一方では町として厳しい検査を行って参りたい。そのようにしていきたいと思っています。

◎議長（水野孝一君）

他に質疑はありませんか。

◎11 番（五十嵐一夫君）

議長、11 番。

◎議長（水野孝一君）

11 番、五十嵐一夫君。

◎11 番（五十嵐一夫君）

今回返還金は1, 600万程なのですが、これは補助金を頂いた国・県からの約束もありますので町を含めて1, 600万を返すという事は手続き上は良く理解できます。

ただ、町の補助400万ほど。これについては町としては一旦使ってしまったお金と同じわけです。返してもらっても、町は収入増えるかもしれません。しかし、この400万と言うのは、地区にとっては事業をすればこの400万は使えたお金なんです。ですから一旦町に財政に入ったとしてもこれから事業について、町が400万分もう一回地区で何か事業をするために使う、そういったことが考えられるのかお伺いします。

◎産業課長（長谷川裕一君）

議長、産業課長。

◎議長（水野孝一君）

長谷川産業課長。

◎産業課長（長谷川裕一君）

今回補正予算としてご提案している集落協定の返還の件でございますが、議員おっしゃるとおり、返還手続き、返還金等々については、返還義務が生じますし、それはそれとして処理を進めて参りたいと考えております。

ご提案のあった内容につきましては、本返還とは全く別な形で、別な案件として検討しなければならないと。ご提案として受け止めなければならないと認識しますので、この場におきましての返答は控えさせていただきますが、ご提案があったという事だけは受け止めて参りたいと思います。

◎議長（水野孝一君）

他に質疑はありませんか。

質疑も尽きたようであります。これをもって、質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

◎11 番（五十嵐一夫君）

議長、11 番。

◎議長（水野孝一君）

11 番、五十嵐一夫君。

◎11 番（五十嵐一夫君）

本案に賛成の立場で討論をいたします。ただ色々な形で、やっていただきたい部分がありますのでこの場で述べます。

会計処理上はこれでやらずにいけないのではないと思います。ただ、先ほどの質疑の中で、町として何らペナルティーについて講じることが、考えがないという事についてはやはりこれからきちんと精査して、ペナルティーなり、機関として何かすべきだという事を申し上げておきます。

また、地区にとっては本来1, 600万円分の仕事が、事業ができたわけです。それが早く言えば全部、1人の不正によってできなくなったわけです。お返ししちゃうわけだから。この町として返還があった400万分については、今後事業があったものとみなして、町の監督の下、地区の事業に充てていただきたい。そういったことを申し上げ、賛成いたします。

◎議長（水野孝一君）

他に問う討論はありませんか。

討論も尽きたようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第54号「令和5年度会津坂下町一般会計補正予算（第4号）」を採決いたします。

この採決は、起立をもって行います。本案は原案のとおり可決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（全員起立）

◎議長（水野孝一君）

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣言

◎議長（水野孝一君）

以上をもって、本臨時会に付された案件の審議は、全部終了いたしました。
これをもって、令和5年度第3回会津坂下町議会臨時会を閉会いたします。
ご苦労様でした。

（閉会 午前10時30分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和5年11月9日

会津坂下町議会議長

同 議員

同 議員